

商品概要説明書

農業経営ローン

(2020年6月30日現在)

商品名	農業経営ローン
ご利用いただける方	○当JAの組合員であり農業を営んでいる方またはその後継者である方。 ○原則として、お借入時の年齢が満20歳以上である方。 ○本人持ち家または家族持ち家に居住している方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	○農業経営に必要な運転資金とします。
借入金額	○60万円以上3,000万円以内とし、10万円単位とします。
借入期間	○ご契約日から1年後の応当日の属する月の末日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当JAがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。
借入利率	○変動金利型とします。 ○お借入時の利率は、日本銀行から公表された大口定期預貯金平均金利（預入期間1年ものの金利）を基準金利とし、毎年3月、6月、9月、12月の第1月曜日に見直しを行い、翌週の第1営業日から変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○随時返済（当JA窓口あるいはATMから普通貯金口座へ随時ご入金いただく方法）とします。
担保	○原則として、不要です。
保証	○原則として、愛知県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○連帯保証人を設定させていただく場合には、連帯保証人とさせていただく方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。 【法人の場合】 ・経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） 【法人以外の場合】 ・共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 ○「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせていただくにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1か月以内に作成されたものに限りします。
保証料	○貸越利息に含めて保証料をお支払いいただきます。 なお、愛知県農業信用基金協会所定の保証料率とします。

農業経営ローン

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融共済部（電話：0 5 6 8－4 7－5 6 1 8）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。愛知県弁護士会（電話：0 5 2－2 0 3－1 7 7 7）
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A 尾張中央